

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 業務遂行能力等に関する審査</p> <p>特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第2号、法第67条の6第2号、法第67条の13第3項第2号イ、ロ及び同項第3号ロ並びに法第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力</p> <p>申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>①及び② （省略）</p> <p>③ 特定保税運送者の場合</p> <p>申請者が特定保税運送関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び当該申請者に係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに運送又は管理のための体制及び貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第63条の4第2号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出を行ったこと等により、同法第56条第2号若しくは第5号に規定する罪を犯した者に該当することとなつた者であること又は同法の規定による処分に違反したこと等により、同法第20条第2項及び第22条第2項で準用する第19条の14の規定による処分を受けた者であって、その処分の日（その処分が事業を停止するものである場合には、当該停止の期間が終了した日の翌日）から3年を経過していない者であること。</u></p>	<p>3 業務遂行能力等に関する審査</p> <p>特例輸入者等の申請者に係る業務遂行能力等（法第7条の5第2号、法第51条第2号（法第62条において準用する場合を含む。）、法第63条の4第2号、法第67条の6第2号、法第67条の13第3項第2号イ、ロ及び同項第3号ロ並びに法第79条第3項第2号に掲げる事項をいう。）に関する審査は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 特例輸入者等に係る業務を適正に遂行する能力</p> <p>申請者に係る業務遂行能力等のうち、特例輸入者等がその業務を適正かつ確実に遂行する能力を有していることの意義は、次による。</p> <p>①及び② （同左）</p> <p>③ 特定保税運送者の場合</p> <p>申請者が特定保税運送関連業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していることとは、申請者における税関手続に関する知識及び経験が十分であるとともに、国際運送貨物の運送又は管理のための体制及び当該申請者に係る営業所における貨物の盗難を防止するための保全措置等が十分に整備されていると認められることをいうものとし、当該能力を有しているか否かについては、これらの知識及び経験並びに運送又は管理のための体制及び貨物の保全措置の状況を総合的に勘案して判断するものとする。</p> <p>なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合には、法第63条の4第2号の規定に適合しないものとして取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による<u>事業計画の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出を行ったこと等により、同法第54条第1号又は第3号に規定する罪を犯した者に該当することとなつた者であること。</u></p>

新旧対照表

【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ニ～リ (省略) ④ (省略)	ニ～リ (同左) ④ (同左)